

○世羅町伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要綱

令和2年11月30日告示第272号

改正

令和4年3月24日告示第50号

世羅町伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要綱

(目的等)

- 第1条** この要領は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）及び森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告（以下「状況報告」という。）の手續等に関し必要な事項を定める。
- 2 この要領は、法令に規定する伐採等届出及び状況報告に関し、法令及び世羅町森林整備計画の趣旨に沿って当該制度の適切な運用を図るために定めるものである。
- 3 第1項に定める事務については、この要領に定めるもののほか、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、世羅町森林整備計画及び伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて（平成20年11月4日付け林野庁森林整備部計画課長通知。以下「国マニュアル」という。）に沿って事務処理を行う。

(世羅町森林整備計画の遵守)

- 第2条** 法第5条に規定する区域において伐採等届出を行う者（以下「届出者」という。）は、伐採等届出を行う際に世羅町森林整備計画を遵守するとともに、法令に従い伐採等届出及び状況報告（以下「届出等」という。）を行わなければならない。
- 2 届出者は、世羅町森林整備計画に定める連続して1ha以上の伐採（以下「一定以上の伐採」という。）を行う場合、伐採区域を周辺住民等に周知する方法を伐採等届出に記載し提出しなければならない。
- 3 前項の一定以上の伐採の考え方は、別紙1のとおりとする。
- 4 第2項の伐採等届出を行う場合において、伐採区域に複数の森林所有者が存在する場合、届出者は各森林所有者に、一定以上の伐採の全体計画を説明したうえで同意を取らなければならない。
- 5 第2項に掲げる一定以上の伐採を行う者は、伐採等届出の提出前に、世羅町森林整備計画に沿った施業を行うかどうかについて町長に事前に説明しなければならない。

い。

6 前項による事前説明の際は、第3条第2項に規定する書類を提出するものとする。

7 第5項の事前説明がなされた場合、町長は届出内容及び世羅町森林整備計画の適合状況について確認し、第3条第4項に準じ、法令に適合するよう資料の補正又は追加提出を届出者に求めるものとする。

(伐採等届出の事務処理)

第3条 伐採等届出の様式は、伐採及び伐採後の造林の届出書（様式第1号。以下「伐採届」という。）により行うものとする。

2 前項の伐採届に添付する書類は、別紙2の1～9に定める書類とし、伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト（様式第2号）にて確認を行うものとする。ただし、別紙2の8については、別紙2の省略できる事例に該当する場合は添付を省略できるものとする。

3 前項の規定について、届出者が過去の届出書に添付した書類（町が行政文書の保存期間等を勘案し、期間を指定した場合は当該期間内の書類に限る。）と同一のものを添付する場合には、「〇年〇月〇日付け届出書に添付した書類と同一」と記載した書面を添付することにより代替できるものとする。

4 町長は、第1項で定める伐採届が提出され、次に掲げる事項に該当する申請であると認めた場合は、補正又は資料を追加提出させるものとする。

(1) 提出された記載事項に不備や錯誤があった場合

(2) 提出された書類を確認した結果、法令や世羅町森林整備計画に適合しないおそれがあると認める場合

(3) 提出された書類の届出者について、林地台帳等で確認した結果と相違がある場合

5 町長は伐採届を受理し内容を確認した結果、林地台帳等の記載が事実と相違がある場合は、法に規定する土地の所有者届等を活用し、林地台帳の記載内容を修正するものとする。

6 町長は、伐採届が提出された場合、その届出の内容が法令に違反せず、かつ世羅町森林整備計画に適合すると認めた場合は、適合通知書（様式第3号）を、届出者に通知するものとする。

7 前項の規定のうち、伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合は、前

項の規定によらず確認通知書（様式第4号）を、届出者に通知する。

- 8 伐採届に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従って施業が行われない場合には、指導書（様式第10-1号）を送付し、なお従わない場合は施業の勧告及び遵守命令（様式第11-1号）を行うとともに、法第208条の規定による罰則が適用される場合がある旨を届出者に伝える。
- 9 町長は、伐採届が提出された場合、その内容を広島県が提供する広島県森林情報共有システム（以下「共有システム」という。）に登録するか、伐採届出及び状況報告の管理台帳（様式第5号。以下「管理台帳」という。）に記録するものとする。
（伐採及び伐採後の造林の状況報告）

第4条 法第5条に規定する区域において状況報告を行う者（以下「報告者」という。）は、伐採作業終了後30日以内に伐採に係る森林の状況報告書（様式第6号）を、再造林又は天然更新が完了した日から30日以内に、伐採後の造林に係る森林の状況報告書（様式第7号）を提出するものとする。

- 2 町長は、前項の報告を受け、現地調査又はその他の方法により森林の状況を確認するものとする。なお、一定以上の伐採においては、前項の報告によらず、伐採届の内容と現地に相違がないかについて適宜現地調査等を行うものとする。
- 3 町長は、第1項の受付が行われていない報告について整理するとともに、届出者に対し「督促書（様式第8号）」により受付を行うよう督促するものとする。なお、ここでいう届出者は、立木を伐採する者（伐採する権限を有する者）及び伐採後の造林をする者（造林する権限を有する者）とする。
- 4 町長は、状況報告書が提出された場合、その内容を共有システムに登録するか、管理台帳に記録するものとする。

（伐採等届出の変更が生じた場合の事務処理）

第5条 届出者は、伐採届の内容に従い伐採及び造林を行わなければならない。

- 2 届出書の受理後に届出者から伐採の計画等の変更の申出があった場合、伐採期間の変更等世羅町森林整備計画との適合に影響のない軽微な変更については、既存の届出書の補正により対応を行うものとする。伐採方法の変更等世羅町森林整備計画との適合に影響を与える変更については、伐採途中である場合は、直ちにこれを中止し、改めて伐採を開始する日前90日から30日までの間に届出者に対し伐採及び伐採後の造林の変更届出書（様式第9号）の提出を求めるものとする。

(無届伐採の事務処理)

第6条 町長は、伐採届を提出することなく、森林法第10条の8第1項に規定する伐採を行った森林所有者や伐採の権原を有する者（以下「無届伐採者」という。）を発見した場合は、国マニュアルに従い、届出が提出されていない場所や行為者について現地調査を行い伐採区域の特定を行うとともに、関係者（森林所有者、無届伐採者）に聞き取りを行うなど、違反行為の事実確認を速やかに行うものとする。

2 前項の調査の結果、町長が無届伐採を行ったと認める場合は、無届伐採者に対し、原則として指導書（様式第10-2号）により通知するものとする。

3 違反行為の事実が確認された場合は、無届伐採者が初犯であって、届出制度を了知・熟知していないと認められる、又は、錯誤によるなど、過失の程度が低いと判断した場合は、てん末書（様式第12号）を提出させるものとする。

4 前項のてん末書が無届伐採者から提出された場合、次回同様の無届伐採を行った場合には告発を行う旨を記載した指導書（様式第10-3号）を無届伐採者に通知するものとする。

5 前項の指導を行ってもなお伐採が中止されず、伐採の方法に関わらず次のいずれかに該当する場合は、伐採の中止を命ずる区域として当該伐採跡地を含む林班を超えない区域を明示して中止命令（様式第11-2号）及び造林命令（様式第11-3号）を行う。

(1) 中止命令に係る基準

ア 伐採跡地が世羅町森林整備計画において択伐による複層林施業を推進すべき森林として定められており、引き続き伐採をしたならば法第10条の9第4項のいずれかに該当すると認められる場合

イ アに掲げる場合のほか、伐採跡地において行われた立木の伐採が世羅町森林整備計画に定める施業の方法と著しく異なり、引き続き伐採をしたならば法第10条の9第4項のいずれかに該当すると認められる場合

(2) 造林命令に係る基準

ア 雨滴浸食又は、地表流による表土の流亡が認められる場合

イ 居住地域等に隣接する伐採跡地である場合

ウ その他法第10条の9第4項各号のいずれかの事態の発生のおそれがあると認められる場合

6 伐採事業者が、次に掲げる悪質な違反行為を行った場合は、速やかに広島県及び警察と連携して対応を検討し、告発等を行うものとする。

(1) 過去に伐採届を提出しているなど制度を了知・熟知していることが明らかに
も関わらず、無届伐採を行った場合

(2) 森林所有者が特定可能な状況にも関わらず、故意に森林を伐採した場合

(3) 「中止命令」を行った後も引き続き無断で伐採を行った場合

(4) 「造林命令」を行った後、造林命令に記載した造林すべき期間までに植栽又は天然更新が完了していない場合

(5) その他町長が悪質な事例と認める場合

(命令の記録)

第7条 法第10条の9第1項、第3項及び第4項の規定による変更、遵守、伐採の中止又は造林命令を行った場合には、命令した事項を命令記録簿（様式第13号）により記録するものとする。

(無断伐採の事務処理)

第8条 町長は、森林所有者や伐採の権原を有している者から同意を得ることなく森林法第10条の8第1項に規定する伐採を行ったもの（以下「無断伐採者」という。）を発見した場合は、国マニュアルに従い、現地調査を行い伐採区域や事実確認の特定を行うとともに、関係者（森林所有者、森林所有者や伐採の権原を有している者から同意を得ることなく森林法第10条の8第1項に規定する伐採を行ったもの（以下「無断伐採者」という。））に聞き取り等を行うなど、状況の事実確認を速やかに行う。

2 前項の事実確認の結果、無断伐採と認められる場合は、県と連携して告発等の手続を進めるものとする。

附 則

1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。

2 町長は、事務処理要領の制定にあたり、事前に当該規定を、町民や森林所有者及び伐採事業者等に周知するとともに、ホームページに掲載するものとする。

附 則（令和4年3月24日告示第50号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

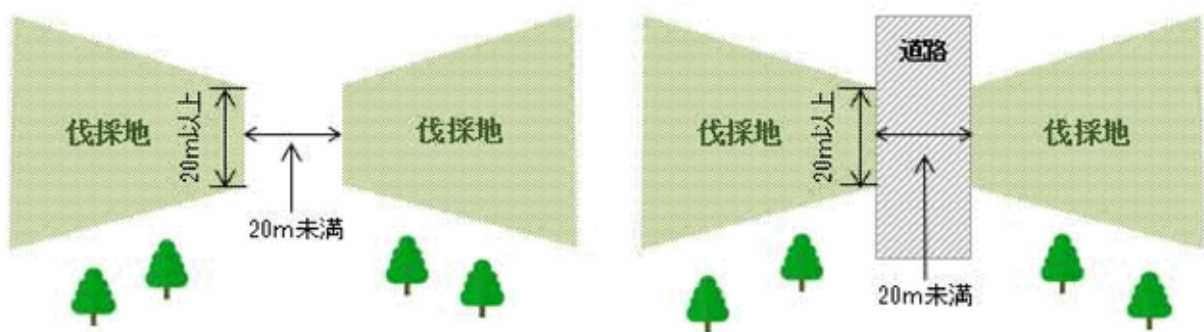
(別紙1) 一定以上の伐採の考え方 (第2条関係)

伐採箇所が点在するなど、一定以上の伐採の考え方については次のとおりとする。

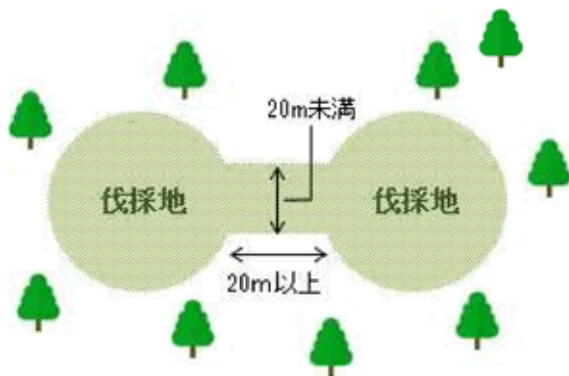
立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地(連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離(当該伐採跡地間に介在する森林(未立木地を除く。))又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。)が20m未満に接近している部分が20m以上にわたっているものを含む。)をいう。(例1)

ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20m未満であり、その部分の長さが20m以上にわたっているものを除く。(例2)

(例1) 1箇所となるもの



(例2) 1箇所とならないもの



(別紙2) 伐採等届出に必要な書類 (第3条関係)

番号	必要な書類	内容	備考
1	伐採届	<p>様式第1号</p> <p>※森林所有者、伐採する者、伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため、4部作成し、1部は提出、3部については、各自その1通を所持する。</p>	必須
2	添付資料が確認できる書類	<p>様式第2号</p> <p>※森林所有者、伐採する者、伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため、4部作成し、1部は提出、3部については、各自その1通を所持する。</p>	必須
3	森林の位置図及び区域図	<p>・国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの</p> <p>なお、町が認める方式により伐採区域が判別できる座標値を伴った電子データがある場合は、そのデータ提出をもって代えることができる。</p>	必須
4	本人確認書類	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 <p>【法人でない団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 	必須

		<p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・国民年金手帳 等 	
5	他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類 	<p>必須</p> <p>（別紙3に該当する場合）</p>
6	<p>土地の登記事項証明書（準ずるものを含む）など、伐採後の造林をする権原を有することを証する書類</p> <p>※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記事項証明書 ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・土地の賃貸契約書 等 	<p>必須</p>
7	<p>森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書・承諾書 ・伐採の受委託契約書 等 	<p>必須</p> <p>（該当する場合のみ）</p>

8	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類（様式第14号） ・隣接森林所有者の現地立会写真 ・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類 等 	必須
9	その他、町が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書 ・伐採及び集材に係るチェックリスト ・搬出計画図（「3 森林の位置図及び区域図」に土場や集材路を図示したもの）。 ・他法令に基づく届出等の手続状況を説明する書類 ・開発行為に関する計画書等（伐採跡地を森林以外の用途に供する場合） など、地域の実情に応じて町の庁が必要と認める書類 	必須 (該当する場合のみ)

※ 林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、以下の書面の添付も認められます。

- ・森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
- ・伐採権原に関する状況を記載した書面

第3条第2項 省略できる事例

番号	事例	省略できる書類
1	届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合（単木的な伐採など境界に隣接しない場合）	上記8

2	地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合（境界杭などにより境界が明らかな場合）	上記8
3	届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者との境界の確認を確実に行うと認められる場合（誓約書の提出等により届出後、伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合）	上記8

※ 1～3について、過去3年の間に伐採に係る指導、勧告又は命令を受けていた場合（他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む。）は、添付の省略は認められない。

（別紙3）立木の伐採等に係る法規制一覧表（第3条関係）

区域の種類	規制法令の名称	規制対象となる行為	必要な許認可
砂防指定地	砂防法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木竹の伐採 ・ 土地の形状の変更等 	県知事許可
地すべり防止区域	地すべり等防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水を誘致する行為 ・ のり切、切土 等 	県知事許可
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木竹の伐採 ・ 切土、盛土 等 	県知事許可

土砂災害計画区域のうち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・ 特定開発行為	県知事許可
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土規制法（R5施行予定）	・ 宅地造成 ・ 特性盛土 ・ 土石の体積	県知事（町長）許可
県自然環境保全地域（特別地区）	県自然環境保全条例	・ 建築物その他工作物を新築、改築、増築 ・ 木竹の伐採 等	県知事（町長）許可
鳥獣保護区（特別保護地区）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・ 工作物の新築。改築、増築 ・ 木竹の伐採 等	県知事許可
史跡名勝天然記念物	文化財保護法	史跡名勝天然記念物の現状変更	文化庁長官許可

※ 国マニュアル（最終改正：令和4年12月） 「8 立木の伐採等に係る法規制一覧表」のうち、R5年2月1日時点で世羅町に該当があると確認できた区域（R5年5月に施行予定の宅地造成及び特定盛土規制法に基づく特定盛土等規制区域を除く。）を抽出してリスト化したもの

様式第1号（第3条関係）

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

世 羅 町 長 様

【届出者】

伐採する者（立木を伐採する権原を有する者）	森林所有者
住 所	住 所
氏 名	氏 名
電話番号	電話番号
伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者）	【提出者】
住 所	住 所
氏 名	氏 名
電話番号	電話番号

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である（のうち） が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき が所有する立木）を伐採するものです。

1 森林の所在場所

世羅郡世羅町大字	字	地番
----------	---	----

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり。

3 伐採実施に当たっての周辺住民などへの周知の方法

（1.0ha以上の伐採の場合は記載すること。）

--

4 備考

--

注意事項

- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採終了までに届出内容の変更が生じた場合は、備考欄にその旨を記載し、速やかに再提出すること。

(別添)

伐採計画書

伐採者

住 所

氏 名

電話番号

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha, 天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの林齢を記載し、最低林齢と最高林齢を「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。
- 5 伐採する区域を、届出書ごとに1/5,000より縮尺が大きい図面に赤色で図示したものを添付すること。なお、伐採した立木を搬出する場合は、搬出経路を青色で図示すること。(測量データがある場合は、その図面を添付してもよい。)

(別添)

造林計画書

造林者

住 所

氏 名

電話番号

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工はん種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工はん種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供される場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、世羅町森林整備計画において、(1)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は、(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

様式第2号（第3条関係）

様式第2号(3条関係)

伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト

森林所有者

住所

氏名

電話番号

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住所

氏名

電話番号

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住所

氏名

電話番号

以下の事項を確認のうえ、提出します。

No.	項目	確認内容	チェック
1	提出書類	以下の書類が添付されているか。 <input type="checkbox"/> 添付資料が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 森林の位置図・区域図 <input type="checkbox"/> 届出者の確認書類 <input type="checkbox"/> 他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ) <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書等 <input type="checkbox"/> 伐採の権原関係書類(該当する場合のみ) <input type="checkbox"/> 隣接森林との境界関係書類 <input type="checkbox"/> 市町長が必要と認める書類(該当する場合のみ)	
2	状況報告等	伐採後次の手続きが必要であることを理解している。 ・伐採作業終了後30日以内に伐採に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・人工造林の場合、 植栽完了の日から30日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・天然更新の場合、 天然更新完了の日から30日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・伐採届の 届出内容について変更が生じた場合は、速やかに町長に変更届を提出すること。	
3	森林所有者の確認	届出書を提出する区域の森林所有者について、土地登記簿や地籍調査の結果等 土地の所有形態が明らかになっている資料を基に地権者の特定作業 を行っているか。 (森林計画図のみによる森林所有者の特定は不可)	
4	隣接所有者の確認 (森林所有者以外の伐採のみ)	隣接所有者と伐採の内容を説明するとともに境界を確認している。	

5	(一定以上の伐採の場合) 同意確認	伐採区域の全体計画を説明している。(説明を受けている。)	
6	再造林(天然更新)を行う者は明らかに なっているか	造林を行う者が明らか になっており、その者が再造林の実行責任又は天然更新が行われなかった場合の天然更新補助作業が必要だということを理解している。	
7	申請図面の取扱い	提出された図面の範囲以外で伐採を行う場合は、別途伐採及び造林届が必要であることを理解している。	
8	世羅町森林整備計画の遵守	伐採前に、世羅町森林整備計画の伐採に関する事項を理解している。	

様式第3号（第3条関係）

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

第 号
年 月 日

様

世 羅 町 長

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された次の伐採及び伐採後の造林の計画は、世羅町森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所	世羅郡世羅町大字	字	地番
伐採面積	ha（うち人工林 ha、天然林 ha）		
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	%
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路（幅員 m・延長 m）・架線・その他（ ）		
造林の方法	人工造林（植栽・人工はん種）・天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）		
造林の面積	ha		
造林樹種		植栽本数	本
造林の期間			
鳥獣害対策			

（留意事項）

- 伐採作業終了後30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」を、再造林又は天然更新が完了した日から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出する必要がありますので注意してください。
- 伐採終了までに伐採届出の内容（森林所有者、伐採する者、伐採後の造林をする者、伐採区域、伐採期間の変更等記載事項の全てを含む。）変更や、伐採の取りやめ等が生じた場合には、速やかに変更届出書と必要な書類を提出してください。
- 伐採期間終了後に、伐採届に記載の伐採後の造林をする者に変更があった場合、又は造林の方法に変更があった場合には、速やかに伐採届を再提出してください。
- 届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施してください。届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林を行った場合、勧告、遵守命令等がなされる場合があります。
- 上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林が行われた場合、本適合通知書が無効になることはもとより、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用される場合があります。
- 造林の方法が「天然更新」である場合において、5年が経過した時点で更新が図られないときは、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくこととなりますので注意してください。
- 伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。
- 届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- 届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- 届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合、新たに届出書の提出が必要ですので注意してください。
- 届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採してください。所在場所以外の森林を伐採し紛争が生じた場合は伐採を行う届出人の責任において解決を図ってください。
- 伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全等、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- 1ヘクタールを超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合、事前に森林法第10条の2第1項に基づく知事の許可が必要ですので十分注意してください。（林地開発許可申請）

様式第4号（第3条関係）

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

第 号
年 月 日

様

世 羅 町 長

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、次の内容を確認したので通知する。

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所	世羅郡世羅町大字	字	地番
伐採面積	h a（うち人工林 h a、天然林 h a）		
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	%
伐採の期間			
伐採樹種			
伐採齢			
集材方法	集材路（幅員 m、延長 m）	架線	その他（ ）
伐採後の用途			

（留意事項）

- 伐採作業終了後30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」を、再造林又は天然更新が完了した日から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出する必要がありますので注意してください。
- 伐採終了までに伐採届出の内容（森林所有者、伐採する者、伐採後の造林をする者、伐採区域、伐採期間の変更等記載事項の全てを含む。）変更や、伐採の取りやめ等が生じた場合には、速やかに変更届出書と必要な書類を提出してください。
- 届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施してください。届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林を行った場合、勧告、遵守命令等がなされる場合があります。
- 上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林が行われた場合、本確認通知書が無効になることはもとより、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用される場合があります。
- 伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。
- 伐採後転用が実行されず、5年が経過した時点で更新が図られていない場合は、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくこととなりますので十分注意してください。
- 届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- 届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- 届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合、新たに届出書の提出が必要ですので注意してください。
- 届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採してください。所在場所以外の森林を伐採し紛争が生じた場合は伐採を行う届出人の責任において解決を図ってください。
- 伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全等、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- 1ヘクタールを超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合、事前に森林法第10条の2第1項に基づく知事の許可が必要ですので十分注意してください。（林地開発許可申請）

様式第5号（第3条関係）

伐採届出及び状況報告の管理台帳

No.	世産番号	伐採等の届出事項										状況報告事項							現地確認の有無	備考																					
		通知年月日			伐採に係る所在場所			① 所有者		② 伐採者		③ 造林者		伐採計画				伐採後の計画			伐採状況報告書			造林の実施状況																	
		適合	確認	届出年月日	大字	字	地番	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	申請者	伐採面積 (ha)	伐採方法			伐採率 (%)	伐採樹種	伐採年齢	伐採期間	一定以上の伐採	造林方法 (人・天・転用)	造林面積 (ha)	造林の期間	報告年月日	報告者	伐採面積 (ha)	伐採期間	報告年月日	報告者	造林方法	造林期間					

※一定以上の伐採の欄については地区名を入れるなど管理し、適宜現地調査などを行う。

様式第6号（第4条関係）

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき、次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

世羅郡世羅町大字	字	地番
【適合又は確認通知書番号 : 世産第 号】		

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha, 天然林 ha)		
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者（造林する者） の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員	m ・ 延長	m

3 備考

--

注意事項

- 1 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 2 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 3 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 4 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの林齢を記載し、最低林齢と最高林齢を「(○～○)」のように記載すること。

様式第7号（第4条関係）

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき、次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

世羅郡世羅町大字	字	地番
【適合又は確認通知書番号 : 世産第 号】		

2 伐採後の造林の実施状況

種別	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

※天然更新の場合は、裏面に生育状況がわかる写真等を添付してください。

※転用の場合は、伐採後の状況が分かる写真等を添付してください。

3 備考

--

注意事項

- 1 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 2 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工はん種の別を、天然更新による場合には、ぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 3 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びびくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 4 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

(裏面) 伐採後の造林に係る森林の状況報告書

以下のとおり更新していることを報告します。

- ① 伐採跡地が全体的に更新されています。
- ② 後継樹は、更新対象樹種の稚樹の樹高が30 c mを上回っています。
- ③ 後継樹が草本等の草丈を超えて、概ね3,000本/ha以上成立しています。

1 造林地全景の遠景（数枚に分けて可）

2 更新樹種の生育状況（代表的な樹種の樹高や成立本数がわかる近景）

※裏面に写真が収まらない場合は、別紙に添付してください。

様式第8号（第4条関係）

督 促 書

第 号
年 月 日

様

世 羅 町 長

年 月 日付で提出された伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林について、伐採に係る森林の状況報告書（伐採後の造林に係る森林の状況報告書）が提出されておられません。

については、森林法第10条の8第2項の規定により、速やかに報告してください。

1 森林の所在場所

世羅郡世羅町大字	字	地番
----------	---	----

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

【農林水産省令抜粋】

第14条の2 法第10条の8第2項の規定による報告は、伐採（間伐を除く。以下この条において同じ。）の終わった日及び伐採後の造林の終わった日からそれぞれ30日以内に当該伐採の終わった日及び当該伐採後の造林の終わった日の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。

様式第9号（第5条関係）

伐採及び伐採後の造林の変更届出書

年 月 日

世 羅 町 長 様

【届出者】

伐採する者（立木を伐採する権原を有する者） 森林所有者

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者） 【提出者】

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

年 月 日付で届出の内容に変更がありましたので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。本伐採は届出者である（のうち） が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき が所有する立木）を伐採するものです。

変更箇所に
☑する。

1 森林の所在場所

世羅郡世羅町大字

字

地番

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり。

3 伐採実施に当たっての周辺住民などへの周知の方法

（1.0ha以上の伐採の場合は記載すること。）

4 備考

注意事項

- 1 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

伐採者

住 所

氏 名

電話番号

変更箇所に
☑する。

1 伐採の計画

伐採面積	h a (うち人工林 h a、天然林 h a)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの林齢を記載し、最低林齢と最高林齢を「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。
- 5 伐採する区域を、届出書毎に1/5,000より縮尺が大きい図面に赤色で図示したものを添付すること。なお、伐採した立木を搬出する場合は、搬出経路を青色で図示すること。(測量データがある場合は、その図面を添付してもよい。)

(別添)

造林計画書

造林者

住 所

氏 名

電話番号

変更箇所に
☑する。

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工はん種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人工造林 (植栽・人工はん種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供される場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において、(1)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は、(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

様式第10-1号（第3条関係）

指 導 書

第 号
年 月 日

様

世 羅 町 長

あなたが次の森林において行っている（伐採・伐採後の造林）は、 年 月 日付で提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された（伐採・伐採後の造林）の計画内容に違反しているため、遵守するよう指導します。

また、是正されない場合には、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の10の規定に基づく施業の勧告及び第10条の9第3項に基づく遵守命令を行うこととなるので、今後の（伐採・伐採後の造林）の計画について速やかに報告してください。

- 1 森林の所在場所
世羅郡世羅町大字
- 2 遵守すべき計画の内容

【森林法抜粋】

第10条の10第1項 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

第10条の9第3項 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

様式第10-2号（第6条関係）

指 導 書

第 号
年 月 日

様

世 羅 町 長

あなたが行った次の森林における森林の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反しているため、直ちに伐採を中止するとともに、世羅町森林整備計画に定める造林の基準に従い速やかに伐採跡地への造林を行うよう指導します。

また、引き続き伐採した場合又は造林が実施されない場合は、勧告並びに伐採の中止命令及び造林命令を行うこととなるので、今後の造林の計画について速やかに報告してください。

1 森林の所在場所

世羅郡世羅町大字

世羅町森林整備計画に定める造林の基準

1 人工造林の場合は、2年（択伐（伐採率が10分の4を超えないものに限る。）により伐採した場合にあっては5年）以内に造林を完了すること。

2 天然更新の場合は、5年以内に造林が完了しなければ植栽を行うこと。

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）～（11）（略）

【農林水産省令抜粋】

第9条 法第10条の8第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。

2（略）

様式第10-3号（第6条関係）

指 導 書

第 号
年 月 日

様

世 羅 町 長

あなたは、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって「伐採及び伐採後の造林の届出書」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反していますので、厳重に注意します。

今後、森林の伐採にあたっては、関係法令を遵守し、適切な手続を行うよう指導します。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

1 森林の所在場所

世羅郡世羅町大字

世羅町森林整備計画に定める造林の基準

- 1 人工造林の場合は、2年（択伐（伐採率が10分の4を超えないものに限る。）により伐採した場合にあっては5年）以内に造林を完了すること。
- 2 天然更新の場合は、5年以内に造林が完了しなければ植栽を行うこと。

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

【農林水産省令抜粋】

第9条 法第10条の8第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。

2 (略)

様式第11-1号（第3条関係）

伐採及び伐採後の計画の遵守に関する命令書

第 号
年 月 日

様

世 羅 町 長

現在あなたが行っている次の森林における（伐採・伐採後の造林）は、 年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された計画に従っていないと認められるため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の9第3項の規定により、あなたの提出した届出書に記載された計画に従って（伐採・伐採後の造林）を行うよう命令します。

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
町	大字	字	地番		

【森林法抜粋】

第10条の9第3項 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

【教示】

この処分に対して不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に世羅町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査の請求をすることができなくなります）。また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

様式第11-2号（第6条関係）

伐採の中止命令書

第 号
年 月 日

様

世 羅 町 長

あなたが行った次の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反し、引き続き伐採することは認められないので、同法第10条の9第4項の規定に基づき、次の森林について伐採を中止するよう命令します。

命令に係る森林の所在場所				その他必要な事項
町	大字	字	地番	
				この命令に違反して伐採を行った場合には、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用されることがあります。

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

第10条の9第4項 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

【教示】

この処分に対して不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に世羅町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査の請求をすることができなくなります）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

様式第11-3号 (第6条関係)

伐採後の造林命令書

第 号
年 月 日

様

世 羅 町 長

あなたが行った次の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反し、伐採後の造林をすることが必要と認められるため、同法第10条の9第4項の規定に基づき、伐採後の造林をするよう命令します。

1 命令に係る森林の所在場所

世羅郡世羅町大字

2 命令の内容

- ・造林の期間 年 月 日まで
- ・植栽本数 本（ 本/ha）
- ・植栽樹種 世羅町森林整備計画に定める天然更新の対象樹種
- ・ 年 月 日までに上記の植栽本数及び樹種による更新が認められない場合は、
年 月 日までに当該植栽本数に満たない本数を植栽すること。

3 その他必要な事項

年 月 日までに上記の命令の内容を履行しない場合には、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用されることがあります。

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

第10条の9第4項 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

【教示】

この処分に対して不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に世羅町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査の請求をすることができなくなります）。また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第6条関係）

てん末書

第 号
年 月 日

世 羅 町 長 様

届出人

住 所

氏 名

電話番号

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって森林法（昭和26年法律249号）第10条の8第1項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。

つきましては、次のとおりそのてん末を報告するとともに、今後、立木の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な法手続を行います。

1 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者森林の所在場所

森林の所在場所	町	大字	字	地番
	世羅町			
森林所有者の住所・氏名	住所			
	氏名			

2 無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	年 月 日～ 年 月 日
伐採面積	ha
伐採樹種及び林齢	樹種名（ ）、林齢（ ）
本来届出すべき期日	年 月 日まで

3 無届伐採を行った経緯及び理由

4 再発防止に向けた対応

今後は、法令を遵守し、伐採を行う前に、森林の境界と森林所有者を確認したうえで、「伐採及び伐採後の造林の届出」を行います。

なお、これに違反した場合には、森林法違反として告発等がなされることについて十分理解いたしました。

5 その他（無届伐採を行った森林所有者との協議内容と結果について記載してください。）

様式第14号（第3条関係）

様式第14号(第3条関係)

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年 月 日

世 羅 町 長 様

住 所
氏 名
電話番号

世羅町大字 字 の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。